

福岡市第3給食センター整備運営事業 実施方針概要

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 本事業の目的

本事業は「福岡市学校給食センター再整備基本構想」に基づき、給食センターの老朽化や食物アレルギーへの対応、新しい衛生管理基準への適合など、センター給食の提供環境の改善のため、新たに給食センターの整備を行うものであり、第1、第2給食センターに続く市内3ヶ所目の給食センターとなる。

(2) 基本理念

- ▷基本方針に基づいた基本仕様
 - ア 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底
 - イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備
 - ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備
 - エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実
 - オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営
 - カ 環境負荷の低減
- ▷第3給食センターで新たに求める機能
 - ア 災害時における対応
 - イ 市全体での継続的かつ安定的な給食の提供

(3) 事業手法・期間

項目	概要
事業方式	PFI-BTO（Build-Transfer-Operate）方式 設計・建設及び維持管理・運営業務を一括で委託
事業類型	サービス購入型
事業期間	事業契約締結日から平成47年3月31日まで 設計・建設期間 1年 7ヶ月 開業準備期間 1.5ヶ月 維持管理・運営期間 15年程度

(4) 民間事業者の主な業務範囲

項目	概要
設計	▷事前調査業務 ▷各種関係機関との調整業務 ▷基本・実施設計業務 ▷各種許認可手続き等の業務等
建設	▷許認可申請業務 ▷建築工事業務 ▷設備工事業務 ▷外構工事業務 ▷運営備品等調達業務 ▷学校配膳室改修業務 等
工事 監理	▷工事監理業務
開業 準備	▷運営準備業務 ▷調理リハーサル等業務 ▷広報業務等
維持 管理	▷保守点検・維持修繕業務 ▷衛生管理業務 ▷警備業務 ▷調理設備維持管理業務 ▷外構等維持管理業務 等
運営	▷給食調理業務 ▷洗浄業務 ▷学校配膳室業務 ▷配送および回収業務 ▷残渣等処理業務 等

(5) 市が行う業務

項目	概要
施設 整備	▷食器・食器かご・食具・食具かご・配膳盆・ トレイの調達
運営	▷献立作成業務 ▷衛生管理業務 ▷食材調達業務 等

2. 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 整備地概要

項目	概要
事業予定地	西区今宿青木字廣石南1042番2の一部，1042番4の一部
敷地面積	約26,862㎡ うち建物敷地：約13,000㎡

(2) 施設要件

- ▷調理能力
1日あたり15,000食程度
（アレルギー対応食及び二次加工食を含む）
- ▷配送校数
中学校22校，特別支援学校1校
- ▷献立方式
 - ①中学校献立
 - ・副食3品・2献立制
 - ・希望者にはアレルギー対応食を提供
 - ②特別支援学校献立
 - ・副食3品・1献立制
 - ・希望者にはアレルギー対応食，二次加工食，アレルギー対応・二次加工複合食を提供
- ▷施設形態
 - ・1場1棟方式・ドライシステムの採用
 - ・アレルギー対応食及び二次加工食専用の調理室の設置※炊飯設備は設けない

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) スケジュール（予定）

項目	実施時期・期間
○実施方針等に関する質問・意見等の締切	平成30年1月19日
○実施方針等に関する質問・意見等の回答	平成30年2月9日
○特定事業の選定	平成30年2月下旬
○学校配膳室見学会	平成30年3月下旬
○入札公告	平成30年3月末頃
○入札説明書等に関する第1回質問締切	平成30年4月中旬
○入札参加資格確認書類の受付締切	平成30年5月中旬
○入札参加資格確認結果の通知	平成30年6月中旬

○入札説明書等に関する第2回質問締切	平成30年6月中旬
○入札書類（提案書）の受付締切	平成30年7月下旬
○落札者の決定及び公表	平成30年10月上旬
○基本協定の締結	平成30年10月下旬
○事業本契約の締結	平成30年12月頃
○施設引渡し	平成32年7月頃
○第3給食センター供用開始	平成32年8月下旬

(2) 入札参加者の構成と定義

- 入札参加者は必要な能力を備えた構成員及び協力企業で構成されるグループとする
 - ・構成員：入札参加者を構成する法人で、SPC（特別目的会社）に出資を行う法人
 - ・協力企業：入札参加者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、出資を行わない法人

(3) 共通の入札参加資格要件

◇：全ての企業が満たすべき要件

◆：1者以上が満たす要件

参加資格要件
◇地方自治法施行令第167条の4に該当しない者 ◇市の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がない者 ◇措置要領別表第1，第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者 ◇市町村税を滞納していない者 ◇消費税及び地方消費税を滞納していない者 ◇更生手続開始又は再生手続開始，破産手続開始，特別清算開始の申し立てがなされていない者，手形交換所による取引停止処分を受けていない者その他の経営状態が著しく不健全であると認められない者 ◇PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当しない者 ◇本事業についてアドバイザリー業務に関係していない者，資本面若しくは人事面において密接な関係がない者

(4) 個別の入札参加資格要件

業種	参加資格要件
設計	◇「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に種別が委託（建築設計若しくは設備設計）で掲載されている者 ◇一級建築士事務所の登録を受けた者 ◆平成18年4月1日以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設等の新築工事の元請の実施設計の実績を有する者 ◆平成18年4月1日以降に竣工したドライシステムの学校給食施設またはドライシステムの特定給食施設の新築工事の元請の実施設計の実績を有する者

建設	◇「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に種別が工事で登録されている者 ◇建設工事につき特定建設業の許可を受けた者 ◇建設工事の種類に応じて、経営事項審査の総合評価値が以下のいずれかを満たす者。建築一式工事900点以上、電気工事860点以上、管工事820点以上、土木一式工事900点以上 ◆建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者で、かつ経営事項審査が1,100点以上の者 ◆平成18年4月1日以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設等の新築工事の元請の施工実績を有する者 ◆平成18年4月1日以降に竣工したドライシステムの学校給食施設またはドライシステムの特定給食施設の新築工事の元請の施工実績を有する者
工事 監理	◇「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に種別が委託（建築設計若しくは設備設計）に登録されている者 ◇一級建築士事務所の登録を受けた者 ◆平成18年4月1日以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設等の新築工事の元請の工事監理実績を有する者 ◆平成18年4月1日以降に竣工したドライシステムの学校給食施設またはドライシステムの特定給食施設の新築工事の元請の工事監理実績を有する者
運営	◇平成18年4月1日以降にドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の調理業務の実績を有する者 ◇平成26年4月1日以降に食品衛生法に規定する罰則の適用を受けていない者 ◇平成26年4月1日以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていない者 ※上記罰則の適用及び営業禁止又は停止の処分について、その原因が調理企業にない旨を書面で提出し、市が認めた場合に限り参加資格を有するものとする。

※開業準備及び維持管理業務については、参加資格要件は特に定めていません。

※複数業種の参加資格を有する者が複数業務を実施することは差支えありませんが、建設を行う者が工事監理を実施することはできません。

※設計、建設、工事監理業務において、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されていない場合は、競争入札価格審査申請を行う必要があります。

(5) 契約金額の公表

▷市は、契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。

4. 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担の基本的考え方

▷事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 主なリスクの取り扱い（案）

分担	リスク概要
市	▷提示条件や指示の不備，市調査の誤りによるリスク ▷市の施策及び市の責めによる事業内容変更等のリスク ▷基準金利確定日前までの金利変動リスク ▷物価変動に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）
事業者	▷要求水準不適合による改修・改善リスク ▷事業者の調査，設計の不備や誤り，工事の騒音等に起因するリスク ▷基準金利確定以後の金利変動リスク ▷物価変動に係る費用増減リスク（一定の範囲内）

※詳細は別紙参照。

※事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等において示す。

(3) 事業者によるモニタリング

▷業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

▷セルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

※建設業務に当たっては、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

(4) 市によるモニタリング

項目	内容
設計 建設	▷市の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。 ▷市の定める水準を下回ることが判明した場合は、事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずる。
維持 管理	▷定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。 ▷市の定める水準を下回ることが判明した場合には、管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。 ▷事業者は、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。 ▷事業者は、契約に基づき金融機関及び融資団に対して随時提出される事業者の財務諸表その他の資料について、これを同時に市にも提出する。

※詳細なモニタリングの方法及び内容、並びにサービスの対価の減額基準等については、入札公告時に明らかにする。

5. 疑義が生じた場合における措置に関する事項

▷事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

6. 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

(1) 事業者の責めに帰すべき事由

▷事業者の提供するサービスが要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求める。

▷当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

▷事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由

▷市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

▷事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由

▷不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

(4) 金融機関との直接協定

▷本事業が適正に遂行されるよう、市は事業者に融資を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

7. 法制・税制上の措置、財政・金融上の支援等に関する事項

▷市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

▷財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

▷市は、国からの交付金の交付を受けることを想定している。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

▷市は、債務負担行為に関する議案を平成30年福岡市議会第1回定例会に、また、契約に関する議案を平成30年福岡市議会第5回定例会に提出することを想定している。